

こ障福第 3473 号
令和 2 年 3 月 12 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 4）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症への対応について、令和 2 年 2 月 28 日、3 月 5 日にそれぞれ通知を発出しましたが、問い合わせの多い事項等について、横浜市内の扱いを以下の通り補足いたします。

1 横浜市立学校の状況について

横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における臨時休業は、令和 2 年 3 月 24 日（火）まで延長されています。詳細は別紙をご参照ください。

2 卒業式や修了式における請求区分について

横浜市立の学校に通う児童生徒については、卒業式を実施する日を含め、3 月 24 日まで学校休業日として扱ってください。

横浜市立の学校においては、令和 2 年 3 月 25 日は修了式が実施されるため、「放課後」の区分で請求してください。ただし、既に卒業式を終えている小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 3 年生については学校休業日として扱ってください。

なお、上記に関わらず、横浜市立の学校において修了式を分散して実施する場合には、修了式を実施する学年・学部の児童生徒について、「放課後」の区分で請求してください。

3 定員超過減算の取り扱いについて

(1) 1 日の受け入れについて（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・表中(1)に該当する場合）

事業所での受け入れ人数と、居宅等で支援を行ったことでサービス提供したとみなした人数の合算が、定員の 150%を超える場合には、定員超過減算を適用します。

(2) 過去 3 月間の平均について（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・表中(2)に該当する場合）

過去 3 月間の利用児童の数の平均値が利用定員に 3 を加えて得た数（利用定員が 12 人以上の場合は利用定員に 100 分の 125 を乗じて得た数）を超えた場合の減算については、当該減算が過去 3 か月の平均利用児童数を参照していることを踏まえ、学校の臨時休業が 3 月 24 日までである限り、当該減算についての緩和措置は行いません。

4 これまでの取り扱いの延長について

令和2年2月28日及び令和2年3月5日に当課から発出した通知の内容は、3月24日までの取り扱いとすることとします。

5 その他

各事業者の皆さまには、今回このような取り扱いがなされている経緯・趣旨を踏まえ、適正な運用がなされるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4279

FAX：045-663-2304

校 長
校長代理

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校等における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※上記期間を含め3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式に出席できる児童生徒は、すでに通知しているとおり、卒業生のみです。

※卒業式には義務教育学校前期課程の修了式を含みます。

2 修了式等の実施に当たって

（1）実施日

令和2年3月25日（水）とします。

ただし、学校規模等によっては、感染リスク対策の観点から、24日（火）、25日（水）の両日を修了式等の実施日として、児童生徒を分散して登下校させることも可能とします。

（2）修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。また、学校の規模等により、多くの児童生徒が同時刻に学校にいることが懸念される場合は、登下校時間を調整するなどご検討ください。なお当日は、2時間程度の短時間の登校とし、昼食はなしとします。

（3）出席簿上の扱いについて

課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔（韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加）3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

引き続き、延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても対応してください。ただし、26日（木）以降の学年末休業・春季休業は、実施しません。卒業式実施日の緊急受け入れについては、現在調整中です。別途通知します。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。

特別支援学校長

教 育 長

特別支援学校における
一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）

令和2年2月28日教小企第4425号により、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年3月3日から3月13日までの期間を一斉臨時休業とし、およそ1週間が経過しました。臨時休業中に本市の児童生徒の感染は確認されていませんが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、現在の状況を総合的に判断し、一斉臨時休業を延長することにしました。

ただし、児童生徒の健康状態、学習や生活状況などを把握するとともに、今年度を振り返り、新年度への期待感を醸成することを目的に修了式等の実施日を設定することとします。

1 一斉臨時休業の延長期間

令和2年3月14日（土）～令和2年3月24日（火）

（ただし、卒業式の実施日を除きます）

※スクールバス等は運行します。

※給食は、各学校の年間計画とおりに実施します。

※上記期間中及び3月31日（火）までは、部活動も実施しないこととします。

※卒業式への参加は、すでに通知しているとおりに、卒業生とその保護者のみです。

2 修了式等の実施に当たって

（1）実施日

同一日にすべての学部・学年で修了式等を実施する場合は令和2年3月25日（水）とします。

日を分けて学部ごと等に分散して修了式等を実施する場合は、最終日が令和2年3月25日（水）となるように設定してください。

（2）修了式等及び登下校の配慮事項

修了式等については校内放送で実施するなど、感染リスク対策への配慮をお願いします。

全校一斉に登校するのではなく、大きな集団となることを避けたり、登下校中のスクールバス等での感染を予防したりする観点から、例えば学部ごとに分けて修了式等を実施したり、または在籍幼児児童生徒の3分の1ずつ登校日を指定し1日の登校する幼児児童生徒の数を減らして修了式等を実施したりするなど、各学校の状況に応じて実施方法を決定してください。

また、同一日に修了式等を実施する場合でも、通常の登校時間をずらして、通学時の混雑を避ける、学部ごとに集合時間を変えて登校させる等の工夫もご検討ください。

(3) 出席簿上の扱いについて

修了式実施日は課業日として、出欠席等を記入してください。欠席については、令和2年3月5日 教健第3466号「中国から帰国した児童生徒等への対応〔(韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の追加)3/2 現在〕と新型コロナウイルス感染症に関連した出席簿の扱いについて」に基づき対応してください。

3 緊急受入れについて

延長した一斉臨時休業期間及び修了式等の実施日についても引き続き対応してください。

原則として、卒業式の日も緊急受け入れは実施します。

ただし、各学校の状況に応じて、卒業式当日の緊急受け入れを中止や短縮することも可とします。その場合には、保護者への事前周知、放課後デイサービス事業者等との十分な連携等、幼児児童生徒・保護者に混乱のないよう配慮をお願いいたします。

26日(木)以降の学年末休業・春季休業期間中は、実施しません。

4 卒業式について

令和2年2月26日教健第3378号「『児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応』及び『学校の卒業式・入学式の開催に関する考え方』について」及び令和2年3月5日教小企第4527号「一斉臨時休業期間中の出席簿の取扱いについて」に基づき対応してください。